

○防衛省訓令第 号

公文書等の管理に関する法律（平成２１年法律第６６号）第１０条第１項の規定に基づき、防衛省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月 日

防衛大臣 中谷 元

防衛省行政文書管理規則の一部を改正する訓令
防衛省行政文書管理規則（平成２３年防衛省訓令第１５号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後																																																				
（機関等主任文書管理者） 第 4 条 機関等ごとに、機関等主任文書管理者 1 名を置く。 2 この訓令において「機関等」とは、次の表の機関等の欄に掲げるものをいい、当該機関等の機関等主任文書管理者は、同表の機関等主任文書管理者の欄に掲げる者とする。 <table><tr><th>機関等</th><th>機関等主任文書管理者</th></tr><tr><td>防衛大学校</td><td>防衛大学校長</td></tr><tr><td>防衛医科大学校</td><td>防衛医科大学校長</td></tr><tr><td>防衛研究所</td><td>防衛研究所長</td></tr><tr><td>統合幕僚監部（<u>統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊</u>を含む。第 6 条第 2 項において同じ。）</td><td>統合幕僚長</td></tr><tr><td>陸上自衛隊（<u>自衛隊情報保全隊及び自衛隊海上輸送群</u>を含む。第 6 条第 2 項において同じ。）</td><td>陸上幕僚長</td></tr><tr><td>海上自衛隊</td><td>海上幕僚長</td></tr><tr><td>航空自衛隊</td><td>航空幕僚長</td></tr><tr><td>情報本部</td><td>情報本部長</td></tr><tr><td>防衛監察本部</td><td>防衛監察監</td></tr><tr><td>地方防衛局</td><td>地方防衛局長</td></tr><tr><td colspan="2">備考：特別の部隊については、その編成に際し定めるものとする。</td></tr></table> 別表第 1 （第 1 7 条関係） <table><tr><th colspan="5">防衛省行政文書保存期間基準</th></tr><tr><th>事 項</th><th>業務の区分</th><th>当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）</th><th>保存期間</th><th>具体例</th></tr><tr><td colspan="5">法令の制定又は改廃及びその経緯</td></tr><tr><td rowspan="2">1 法律の制定又は改廃及びその経緯</td><td colspan="4">(1)～(5) 〔略〕</td></tr><tr><td>(6) 官報公示その他の公布</td><td>官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（一の項ト）</td><td>2 0 年</td><td>・ <u>官報</u></td></tr></table>					機関等	機関等主任文書管理者	防衛大学校	防衛大学校長	防衛医科大学校	防衛医科大学校長	防衛研究所	防衛研究所長	統合幕僚監部（ <u>統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊</u> を含む。第 6 条第 2 項において同じ。）	統合幕僚長	陸上自衛隊（ <u>自衛隊情報保全隊及び自衛隊海上輸送群</u> を含む。第 6 条第 2 項において同じ。）	陸上幕僚長	海上自衛隊	海上幕僚長	航空自衛隊	航空幕僚長	情報本部	情報本部長	防衛監察本部	防衛監察監	地方防衛局	地方防衛局長	備考：特別の部隊については、その編成に際し定めるものとする。		防衛省行政文書保存期間基準					事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	法令の制定又は改廃及びその経緯					1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) 〔略〕				(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年	・ <u>官報</u>
機関等	機関等主任文書管理者																																																			
防衛大学校	防衛大学校長																																																			
防衛医科大学校	防衛医科大学校長																																																			
防衛研究所	防衛研究所長																																																			
統合幕僚監部（ <u>統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊</u> を含む。第 6 条第 2 項において同じ。）	統合幕僚長																																																			
陸上自衛隊（ <u>自衛隊情報保全隊及び自衛隊海上輸送群</u> を含む。第 6 条第 2 項において同じ。）	陸上幕僚長																																																			
海上自衛隊	海上幕僚長																																																			
航空自衛隊	航空幕僚長																																																			
情報本部	情報本部長																																																			
防衛監察本部	防衛監察監																																																			
地方防衛局	地方防衛局長																																																			
備考：特別の部隊については、その編成に際し定めるものとする。																																																				
防衛省行政文書保存期間基準																																																				
事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例																																																
法令の制定又は改廃及びその経緯																																																				
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) 〔略〕																																																			
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年	・ <u>官報</u>																																																
改 正 前																																																				
（機関等主任文書管理者） 第 4 条 機関等ごとに、機関等主任文書管理者 1 名を置く。 2 この訓令において「機関等」とは、次の表の機関等の欄に掲げるものをいい、当該機関等の機関等主任文書管理者は、同表の機関等主任文書管理者の欄に掲げる者とする。 <table><tr><th>機関等</th><th>機関等主任文書管理者</th></tr><tr><td>防衛大学校</td><td>防衛大学校長</td></tr><tr><td>防衛医科大学校</td><td>防衛医科大学校長</td></tr><tr><td>防衛研究所</td><td>防衛研究所長</td></tr><tr><td>統合幕僚監部（<u>自衛隊サイバー防衛隊</u>を含む。第 6 条第 2 項において同じ。）</td><td>統合幕僚長</td></tr><tr><td>陸上自衛隊（<u>自衛隊情報保全隊</u>を含む。第 6 条第 2 項において同じ。）</td><td>陸上幕僚長</td></tr><tr><td>海上自衛隊</td><td>海上幕僚長</td></tr><tr><td>航空自衛隊</td><td>航空幕僚長</td></tr><tr><td>情報本部</td><td>情報本部長</td></tr><tr><td>防衛監察本部</td><td>防衛監察監</td></tr><tr><td>地方防衛局</td><td>地方防衛局長</td></tr><tr><td colspan="2">備考：特別の部隊については、その編成に際し定めるものとする。</td></tr></table> 別表第 1 （第 1 7 条関係） <table><tr><th colspan="5">防衛省行政文書保存期間基準</th></tr><tr><th>事 項</th><th>業務の区分</th><th>当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）</th><th>保存期間</th><th>具体例</th></tr><tr><td colspan="5">法令の制定又は改廃及びその経緯</td></tr><tr><td rowspan="2">1 法律の制定又は改廃及びその経緯</td><td colspan="4">(1)～(5) 〔同左〕</td></tr><tr><td>(6) 官報公示その他の公布</td><td>官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（一の項ト）</td><td>2 0 年</td><td>・ <u>官報の写し</u></td></tr></table>					機関等	機関等主任文書管理者	防衛大学校	防衛大学校長	防衛医科大学校	防衛医科大学校長	防衛研究所	防衛研究所長	統合幕僚監部（ <u>自衛隊サイバー防衛隊</u> を含む。第 6 条第 2 項において同じ。）	統合幕僚長	陸上自衛隊（ <u>自衛隊情報保全隊</u> を含む。第 6 条第 2 項において同じ。）	陸上幕僚長	海上自衛隊	海上幕僚長	航空自衛隊	航空幕僚長	情報本部	情報本部長	防衛監察本部	防衛監察監	地方防衛局	地方防衛局長	備考：特別の部隊については、その編成に際し定めるものとする。		防衛省行政文書保存期間基準					事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	法令の制定又は改廃及びその経緯					1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) 〔同左〕				(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年	・ <u>官報の写し</u>
機関等	機関等主任文書管理者																																																			
防衛大学校	防衛大学校長																																																			
防衛医科大学校	防衛医科大学校長																																																			
防衛研究所	防衛研究所長																																																			
統合幕僚監部（ <u>自衛隊サイバー防衛隊</u> を含む。第 6 条第 2 項において同じ。）	統合幕僚長																																																			
陸上自衛隊（ <u>自衛隊情報保全隊</u> を含む。第 6 条第 2 項において同じ。）	陸上幕僚長																																																			
海上自衛隊	海上幕僚長																																																			
航空自衛隊	航空幕僚長																																																			
情報本部	情報本部長																																																			
防衛監察本部	防衛監察監																																																			
地方防衛局	地方防衛局長																																																			
備考：特別の部隊については、その編成に際し定めるものとする。																																																				
防衛省行政文書保存期間基準																																																				
事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例																																																
法令の制定又は改廃及びその経緯																																																				
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) 〔同左〕																																																			
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年	・ <u>官報の写し</u>																																																

	(7) 〔略〕			
2 条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5) 〔略〕			
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（二の項ニ）	20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年）	・ <u>官報</u>
3 政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) 〔略〕			
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（一の項ト）	20年	・ <u>官報</u>
	(7) 〔略〕			
4 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) 〔略〕			
	(4) 官報公示	官報公示に関する文書 （一の項ト）	20年	・ <u>官報</u>
	(5) 〔略〕			
5～13 〔略〕				
14 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討 その他の重要な経緯 （1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	ア～エ 〔略〕		
		オ 官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10年	・ <u>官報</u>
15 予算及び決算に関する事項	(1) 〔略〕	ア 〔略〕	〔略〕	〔略〕
		イ 〔略〕		〔略〕
		ウ 〔略〕		〔略〕
		エ 〔略〕		〔略〕
	(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	ア 〔略〕	〔略〕	〔略〕
		イ 会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ）	課税仕入れ等の税額の控除に係る適格請求書	・課税仕入れ等の税額の控除に係る受領した適格請求書（特別会計に限る。）

	(7) 〔同左〕			
2 条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5) 〔同左〕			
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（二の項ニ）	20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年）	・ <u>官報の写し</u>
3 政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) 〔同左〕			
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書 その他の公布に関する文書（一の項ト）	20年	・ <u>官報の写し</u>
	(7) 〔同左〕			
4 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) 〔同左〕			
	(4) 官報公示	官報公示に関する文書 （一の項ト）	20年	・ <u>官報の写し</u>
	(5) 〔同左〕			
5～13 〔同左〕				
14 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討 その他の重要な経緯 （1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	ア～エ 〔同左〕		
		オ 官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10年	・ <u>官報の写し</u>
15 予算及び決算に関する事項	(1) 〔同左〕	ア 〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
		イ 〔同左〕		〔同左〕
		ウ 〔同左〕		〔同左〕
		エ 〔同左〕		〔同左〕
	(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	ア 〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
		イ 会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ）	課税仕入れ等の税額の控除に係る適格請求書	・課税仕入れ等の税額の控除に係る受領した適格請求書（特別会計に限る。）

	(5 の 項 (2) に 掲 げ る も の を 除 く 。)		を 受 領 し た 日 又 は 提 供 を 受 け た 日 の 属 す る 課 税 期 間 (会 計 年 度) の 末 日 の 翌 日 か ら <u>5</u> <u>月</u> を 経 過 し た 日 に 係 る 特 定 日 以 後 7 年			(5 の 項 (2) に 掲 げ る も の を 除 く 。)		を 受 領 し た 日 又 は 提 供 を 受 け た 日 の 属 す る 課 税 期 間 (会 計 年 度) の 末 日 の 翌 日 か ら <u>2</u> <u>月</u> を 経 過 し た 日 に 係 る 特 定 日 以 後 7 年	
		ウ [略]	[略]	[略]			ウ [同左]	[同左]	[同左]
		エ [略]		[略]			エ [同左]		[同左]
		オ [略]		[略]			オ [同左]		[同左]
1 6 ～ 2 9 [略]					1 6 ～ 2 9 [同左]				
備考 [略]					備考 [同左]				
備考 表中の [] の記載は注記である。									

附 則

(施 行 期 日)

この訓令は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。